

(証券コード：3371)

平成24年6月7日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号

株式会社ソフトクリエイト

代表取締役社長 林 宗 治

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月21日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたく、お願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 平成24年6月22日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号
ホテルグランドパレス 2階 ダイアモンドルーム |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報告事項 | 1. | 第45期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第45期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 新設分割計画承認の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
また、本株主総会終了後、同会場において事業説明会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申しあげます。
 2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、直ちに当社ホームページ（<http://www.softcreate.co.jp>）にて、修正後の事項を開示いたします。

(提供書面)

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の影響から緩やかに持ち直しているものの、長期化する円高や欧州の財政不安の影響等により、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが属するIT関連業界におきましては、EC市場の拡大を背景としたECサイト構築需要の増加はあるものの、パソコン及びサーバー等の物品販売については、競合各社との価格競争は一層厳しさを増しており、経営環境は厳しい状況となっております。

このような状況の中で、当社グループにおきましては、主力製品であるECサイト構築パッケージ「e c b e i n g」の販売及びカスタマイズに加え、SEO対策及びリスティング広告等の付加価値サービスの充実を図るなど、ECソリューション事業を中核とした業績拡大を推進してまいりました。

これらの結果、ECソリューション事業の拡大により、売上高は88億91百万円（前期比6.1%増）、営業利益は10億82百万円（同6.3%増）、経常利益は11億13百万円（同10.8%増）、当期純利益は5億53百万円（同5.3%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(ECソリューション事業)

ECサイト構築パッケージ「e c b e i n g」の販売、カスタマイズ及びデータセンターでのホスティングサービスの提供に加えて、プロモーション等の付加価値サービスを提供し、トータル的なECソリューションを提供しております。

ECソリューション事業は、中堅・大手優良企業のECサイト構築需要の増加に伴うECサイト構築パッケージ「e c b e i n g」の売上増や、これに伴う保守及びホスティングサービスの売上増に加え、SEO対策及びリスティング広告等のプロモーションサービスの売上増により、売上高は39億2百万円（前期比9.5%増）、売上総利益は13億円（同9.4%増）となりました。

(システムインテグレーション事業)

当社が自社で開発した4つのソフトウェアプロダクト（「X-p o i n t」、「A g i l e W o r k s」、「A s s e t m e n t」、「L 2 B l o c k e r」）の販売、基幹系システムの受託開発、ネットワーク構築を提供しております。

システムインテグレーション事業は、受託開発売上高の減少により、売上高は20億2百万円（前期比1.0%減）となったものの、売上総利益は利益率の高いネットワーク構築売上高の伸長に伴う利益増により、11億8百万円（同9.8%増）となりました。

(物品販売事業)

法人顧客向けにパソコン及びサーバー等のIT機器の販売、市販パッケージソフトウェアを提供しております。

物品販売事業は、IT機器投資の需要回復によりパソコン等の販売出荷台数が増加し、売上高は29億86百万円（前期比7.0%増）、売上総利益は4億60百万円（同8.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、3億27百万円であります。

その主なものは、ECサイト構築パッケージ「e c b e i n g」の受注拡大等に伴うデータセンター設備の増強や、ECサイト構築パッケージ「e c b e i n g」、ウェブフォーム・ワークフロー「X-p o i n t」、「A g i l e W o r k s」等の製品機能強化及び新基幹システムの導入に伴うソフトウェアの増加であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 42 期 (平成21年3月期)		第 43 期 (平成22年3月期)		第 44 期 (平成23年3月期)		第 45 期(当期) (平成24年3月期)	
	(個別)	(連結)	(個別)	(連結)	(個別)	(連結)	(個別)	(連結)
売 上 高(百万円)	9,989	10,349	7,393	7,677	7,999	8,376	8,459	8,891
経 常 利 益(百万円)	928	1,075	812	902	855	1,004	946	1,113
当 期 純 利 益(百万円)	278	326	395	436	456	525	458	553
1株当たり当期純利益(円)	62.60	73.36	93.23	102.98	108.74	125.09	108.73	131.19
総 資 産(百万円)	5,313	5,587	5,447	5,768	5,807	6,260	6,277	6,815
純 資 産(百万円)	3,498	3,718	3,644	3,917	3,937	4,291	4,267	4,741
1株当たり純資産(円)	786.27	821.38	865.66	913.04	931.99	994.50	1,003.29	1,088.29

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)エイトレッド	100百万円	80.0%	ウェブフォーム・ワークフロー「X-point」・「X-WebForm」・「AgileWorks」等の開発及び販売

(4) 対処すべき課題

今後の日本の経済状況は、長期化する円高や欧州の財政不安の影響等により、企業を取り巻く環境は先行き不透明な状況で推移すると予想されます。

当社グループの属するIT関連業界は、EC市場の拡大を背景としたECサイト構築需要の増加はあるものの、パソコン及びサーバー等の物品販売については、価格競争の激化やインターネットを通じてソフトウェアやハードウェアをサービスとして利用するクラウドコンピューティングの普及が今後進んでいくことが想定されるなか、経営環境は厳しいものになると予想されます。

このような状況のなかで、当社グループはECソリューション事業の拡大に向けて、市場での製品優位性を確保するための機能の向上及び付加価値サービスの充実に図り、競合他社との差別化を図ってまいります。

また、ブランディングサイト制作等の新規顧客開拓を積極的に行うなど、ECソリューション事業のビジネス領域の拡大を実現し、より収益性の高い事業モデルを確立してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社グループは、ECサイト構築パッケージ「ecbeing」等のソフトウェアプロダクト、システム受託開発、IT機器及び市販パッケージソフトウェアの販売からネットワーク構築及び運用保守サービスまでのITに関する総合的なサービスをワンストップで提供しております。

事業区分別の主要製品及び事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業区分内訳	主要製品及び提供サービスの内容
ECソリューション事業	—	ECサイト構築パッケージ「ecbeing」の販売、カスタマイズ及びデータセンターでのホスティングサービス、保守、SEO対策、リスティング、プロモーションサービス等の提供
システムインテグレーション事業	プロダクト	ソフトウェアプロダクト（「X-point」、「AgileWorks」、「Assetment」、「L2Blocker」）の販売、開発及び保守
	受託開発	基幹系受託開発及び保守
	ネットワーク構築	ネットワーク構築、保守及びデータセンターでのホスティングサービス
物品販売事業	—	パソコン、サーバー等のIT機器、市販パッケージソフトウェアの販売

(6) 主要な拠点等（平成24年 3月31日現在）

当 社	本 社	東京都渋谷区
	関 西 支 社	大阪府大阪市中央区
子 会 社	(株) エ イ ト レ ッ ド	東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（平成24年 3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分 別	使用人数	前連結会計年度末比増減
E Cソリューション事業	147名	24名増
システムインテグレーション事業	74名	18名減
物品販売事業	53名	4名増
全社共通	26名	1名増
合 計	300名	11名増

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。

2. 臨時使用人については、使用人数の100分の10以下であるため、記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
274名	13名増	33.7歳	5年7カ月

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。

2. 臨時使用人については、使用人数の100分の10以下であるため、記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成24年 3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(1) 株式の状況（平成24年3月31日現在）

- ④ 大株主（上位10名）

(注) 1. 当社は自己株式を296,964株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して算定しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成24年3月31日現在）

発行決議日	平成21年7月1日
新株予約権の数	44個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,400株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
権利行使時に出資される1株当たりの財産の価額	769円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額	385円
新株予約権の行使期間	平成23年7月8日から平成26年7月7日まで
行使の条件	(注1)
役員の保有状況 取締役（社外取締役を除く） 社外取締役 監査役（注2）	・新株予約権の数：36個 ・目的となる株式数：3,600株 ・保有者数：2名 — ・新株予約権の数：8個 ・目的となる株式数：800株 ・保有者数：1名

(注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役または監査役が任期満了により退任した場合、または執行役員もしくは従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を相続することができる。その他権利行使の条件は、平成21年6月26日開催の当社第42期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 付与当時、当社従業員として付与したものであります。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成24年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	林 勝	
代表取締役社長	林 宗 治	株式会社エイトレッド代表取締役社長
取 締 役	林 雅 也	専務執行役員 EC事業本部長 有限会社ティーオーシステム代表取締役社長
取 締 役	中 桐 雅 宏	専務執行役員 営業本部長
取 締 役	大 石 靖	上席執行役員 営業副本部長
取 締 役	辻 尾 伸 賢	執行役員 関西支社長
取 締 役	遠 藤 忠 宏	
取 締 役	阿 部 新 生	
常 勤 監 査 役	村 上 成 二	
監 査 役	花 水 征 一	ユアサハラ法律特許事務所パートナー
監 査 役	山 本 勲	

- (注) 1. 取締役遠藤忠宏及び阿部新生の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役花水征一及び山本勲の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役阿部新生及び監査役山本勲の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に辞任及び解任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9 名 (2 名)	136,372千円 (5,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 名 (2 名)	16,926千円 (8,400千円)
計 (うち社外役員)	13名 (4 名)	153,298千円 (13,800千円)

- (注) 1. 上記には平成23年6月23日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 上記の報酬等の額には、以下の内容が含まれております。
・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額15,325千円
・ストック・オプションによる報酬額162千円（社外取締役を除く取締役3名に対し162千円）

④ 社外役員に関する事項

- a. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役花水征一氏は、ユアサハラ法律特許事務所のパートナー（共同経営者）弁護士であります。なお、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。

- b. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	遠 藤 忠 宏	長年にわたる公認会計士としての経歴を通じて培った財務・会計に関する専門的な知識及び経験を活かし、必要に応じ発言を行っております。 当事業年度中の取締役会への出席状況 取締役会18回のうち18回に出席
取 締 役	阿 部 新 生	主に他社における取締役及び監査役としての豊富な経験を活かし、必要に応じ発言を行っております。 当事業年度中の取締役会への出席状況 取締役会18回のうち18回に出席
監 査 役	花 水 征 一	主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。 当事業年度中の取締役会、監査役会への出席状況 取締役会18回のうち18回に出席 監査役会15回のうち15回に出席
監 査 役	山 本 勲	他の大手上場企業の監査役を務めた経験を活かし、必要に応じ発言を行っております。 当事業年度中の取締役会、監査役会への出席状況 取締役会18回のうち18回に出席 監査役会15回のうち15回に出席

- c. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、以下のとおり取締役会にて決議し、体制の整備に努めております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、取締役及び使用人が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実に努めております。

- ・取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業行動憲章、企業行動基準等のコンプライアンスに係る諸規程を制定し、社内イントラネットにより全社に周知徹底を図っております。また、内部通報取扱規程の制定・活用を通じて、法令定款違反その他の不正行為等の未然防止・早期発見に努めることとしております。内部監査室は、子会社を含む当社グループ全体にわたり、その職務執行状況を確認し、代表取締役への報告を行っております。
- ・監査役は監査役会規程及び監査役監査基準の定めるところに従い、必要とする情報収集を取締役及び使用人から行っており、その監査役は監査役会において他の監査役に報告を行っております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規程に則してリスク管理体制の整備を進め、経営成績・財政状態等に影響を及ぼすリスクを識別、分析し適切な対応を行っております。

不測の事態が生じた場合には、リスク管理規程に則し、迅速かつ適切な対応策を講じます。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営組織として取締役会を頂点とし、その下に経営会議、営業会議等を設置し、年度計画に基づく目標達成のため、経営判断・業績報告・業務の進捗状況等の確認を行っております。

取締役会は毎月1回定例で開催し、取締役会規程に定められている付議事項に該当する事項についての審議・決定を行い、業績の報告については、担当役員より報告しております。

④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務執行の状況を確認するため、子会社管理規程に基づき当社への報告・承認を求めるとともに、当社から取締役及び監査役を派遣し、情報の共有化を図っております。

⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、その取扱は社内規程に基づき適切に保存・管理しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を設置し、当該使用人の取締役からの独立性を確保する運用体制を構築しております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、業務執行の状況を把握するため、取締役会への出席を通じて取締役からの報告を受けるほか、経営会議等の重要な会議に出席しております。また、必要に応じて業務執行に関する文書等を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求め、その状況を監査役会において他の監査役へ報告しております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の連携を図っております。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に関する基本方針に則り必要な体制を整備し、その有効性の継続的な評価と必要な是正を行っております。

⑨ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社は、健全な企業経営の観点から、反社会的勢力との関係遮断を必要不可欠と考えており、法令遵守及び企業倫理の徹底を図るため、平素から、特防連、特防協、警察及び顧問弁護士と連携を図り、特殊暴力の追放、被害防止のため、常に情報交換を図っております。

その一環として当社役員及び使用人より確認書の提出を義務付け、反社会的勢力と関わりが無いことについて随時確認しているほか、反社会的勢力対応マニュアルを作成し、全社に周知徹底しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務政策等をはじめとする経営諸施策の機動的な遂行及び株主への機動的な利益還元を目的として、会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより、剰余金の配当等に関する事項につきましては、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議により決定しております。

剰余金の配当につきましては、経営基盤の強化、財務体質の強化及び将来の事業拡大のために内部留保の充実を図るとともに、株主への利益配分を重要な経営課題として位置づけ、業績に応じた配当を継続的に行うため、連結配当性向30%程度の配当を年2回行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき20円とさせていただきます。平成23年12月2日に実施した中間配当1株当たり20円と合わせまして、年間配当は1株当たり40円となります。

本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数については表示単位未満を切り捨て、比率及び1株当たり当期純利益については、表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成24年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,628,308	流 動 負 債	1,813,290
現金及び預金	3,537,802	買 掛 金	877,625
受取手形及び売掛金	1,666,067	未 払 法 人 税 等	195,765
商 品	109,448	賞 与 引 当 金	198,807
未 成 業 務 支 出 金	70,560	そ の 他	541,092
繰 延 税 金 資 産	137,817	固 定 負 債	260,794
そ の 他	108,933	退 職 給 付 引 当 金	122,015
貸 倒 引 当 金	△2,321	役員退職慰労引当金	138,779
固 定 資 産	1,187,170	負 債 合 計	2,074,085
有 形 固 定 資 産	198,253	純 資 産 の 部	
建 物	20,269	株 主 資 本	4,610,459
工具、器具及び備品	100,670	資 本 金	844,624
土 地	77,314	資 本 剰 余 金	902,035
無 形 固 定 資 産	336,059	利 益 剰 余 金	3,160,591
ソ フ ト ウ ェ ア	333,559	自 己 株 式	△296,792
そ の 他	2,500	その他の包括利益累計額	△176
投資その他の資産	652,856	その他有価証券評価差額金	△176
投 資 有 価 証 券	242,476	新 株 予 約 権	17,371
繰 延 税 金 資 産	58,990	少 数 株 主 持 分	113,738
そ の 他	362,917	純 資 産 合 計	4,741,393
貸 倒 引 当 金	△11,527		
資 産 合 計	6,815,478	負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,815,478

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成23年 4月 1日から
平成24年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,891,820
売 上 原 価		6,022,042
売 上 総 利 益		2,869,777
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,787,135
営 業 利 益		1,082,642
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,184	
受 取 配 当 金	6,412	
受 取 手 数 料	9,835	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	5,139	
そ の 他	9,924	40,496
営 業 外 費 用		
和 解 金	9,203	
そ の 他	696	9,899
経 常 利 益		1,113,239
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	14,594	
そ の 他	338	14,933
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,397	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	127,700	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	12,088	
そ の 他	4,879	151,065
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		977,106
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	408,736	
法 人 税 等 調 整 額	△7,560	401,176
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		575,930
少 数 株 主 利 益		22,399
当 期 純 利 益		553,531

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	843,312	901,710	2,817,711	△319,827	4,242,906
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	1,312	1,304			2,616
剰 余 金 の 配 当			△210,650		△210,650
当 期 純 利 益			553,531		553,531
自 己 株 式 の 取 得				△50	△50
自 己 株 式 の 処 分		△979		23,086	22,106
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	1,312	324	342,880	23,035	367,552
当 期 末 残 高	844,624	902,035	3,160,591	△296,792	4,610,459

	その他の包括 利 益 累 計 額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
当 期 首 残 高	△60,942	△60,942	18,356	90,717	4,291,037
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行					2,616
剰 余 金 の 配 当					△210,650
当 期 純 利 益					553,531
自 己 株 式 の 取 得					△50
自 己 株 式 の 処 分					22,106
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	60,766	60,766	△984	23,021	82,802
連結会計年度中の変動額合計	60,766	60,766	△984	23,021	450,355
当 期 末 残 高	△176	△176	17,371	113,738	4,741,393

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 連結子会社の数 | 1 社 |
| (2) 連結子会社の名称 | 株式会社エイトレッド |

2 持分法の適用に関する事項

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 持分法適用関連会社の数 | 1 社 |
| (2) 持分法適用関連会社の名称 | 株式会社アクロネット |
- 株式会社アクロネットは、株式を追加取得したため、第3四半期連結会計期間末より持分法適用の範囲に含めております。
- (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社
(関連会社) 株式会社特価COM
- (4) 持分法を適用しない理由
株式会社特価COMは、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性はないため持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

a 商品

個別法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

b 未成業務支出金

個別法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物は、主として定率法によっております。

工具、器具及び備品は定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～28年

工具、器具及び備品 4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「貸倒引当金戻入額」（当連結会計年度は、1,205千円）は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

6 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 255,379千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	4,525,113株	8,100株	一株	4,533,213株

(注) 発行済株式の増加8,100株は、新株予約権の行使によるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	320,019株	45株	23,100株	296,964株

(注) 1. 自己株式の増加45株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 自己株式の減少23,100株は、新株予約権の行使によるものであります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総額(千円)	1 株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成23年5月9日 取 締 役 会	普通株式	126,152	30.00	平成23年3月31日	平成23年6月9日
平成23年11月1日 取 締 役 会	普通株式	84,497	20.00	平成23年9月30日	平成23年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総額(千円)	1 株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成24年5月9日 取 締 役 会	普通株式	84,724	20.00	平成24年3月31日	平成24年6月8日

4 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

150,900株

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、主に短期的な預金や高格付の債券等、安全性の高い金融資産で運用し、投機的な運用は行わないこととしております。

また、資金調達については、運転資金、設備資金及び業務・資本提携に伴う所要資金等で、手元資金を上回る資金ニーズが生じた場合、用途、金額、期間、コスト等を総合的に勘案して、調達方法（銀行借入（短期・長期）、社債発行、公募増資）を決定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、「与信管理規程」及び「販売管理規程」に従い、取引先ごとの与信審査及び与信限度額の設定を行っております。また、取引先ごと、案件ごとの期日管理及び残高管理を徹底し、問題債権が発生した場合、迅速に対応できる与信管理体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各営業部門及び財務部門により行われ、また、内部監査室による運用状況の監査が実施されております。なお、営業債権は、そのほとんどが2カ月以内の入金期日であります。

投資有価証券は、主に債券（その他有価証券）及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、信用リスク及び市場リスクに晒されております。当該リスクに関しては、「資金運用規程」及び「有価証券取扱規程」に従い、投資対象となる債券は格付の高い債券のみに限定しているため、信用リスクは僅少であります。また、保有する投資有価証券については、財務部門において、定期的の時価や発行体の財務状況等を把握し、その後の運用方法を検討しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2カ月以内の支払期日であります。また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、財務部門において、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元資金を十分に確保する方法により対応しております。

なお、上記のリスク管理体制は、当社のリスク管理体制についての記載であります、連結子会社についても、同様の管理を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2) 参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	3,537,802	3,537,802	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,666,067	1,666,067	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	41,448	41,448	—
(4) 買掛金	(877,625)	(877,625)	—
(5) 未払法人税等	(195,765)	(195,765)	—

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、並びに (5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区 分	連結貸借対照表計上額
関連会社株式	
①非上場株式（※1）	143,089
其他有価証券	
①非上場株式（※1）	12,987
②投資事業有限責任組合への出資（※2）	44,950
小計	57,938
合計	201,027

（※1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）投資事業有限責任組合への出資は、組合財産のうち非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるものの占める割合が大きいため、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,536,318	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,666,067	—	—	—
合 計	5,202,386	—	—	—

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性がないため記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	1,088円29銭
2	1株当たり当期純利益	131円19銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,165,914	流 動 負 債	1,766,193
現 金 及 び 預 金	3,200,430	買 掛 金	883,905
受 取 手 形	39,830	未 払 金	106,999
売 掛 金	1,508,552	未 払 費 用	174,407
商 品	109,448	未 払 法 人 税 等	186,345
未 成 業 務 支 出 金	69,840	前 受 金	156,200
前 払 費 用	96,322	預 り 金	29,121
繰 延 税 金 資 産	127,637	前 受 収 益	3,503
未 収 入 金	11,755	賞 与 引 当 金	182,761
そ の 他	4,418	そ の 他	42,949
貸 倒 引 当 金	△2,321	固 定 負 債	243,583
固 定 資 産	1,111,424	退 職 給 付 引 当 金	112,204
有 形 固 定 資 産	195,451	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	131,379
建 物	19,831	負 債 合 計	2,009,777
工 具、器 具 及 び 備 品	98,306	純 資 産 の 部	
土 地	77,314	株 主 資 本	4,250,366
無 形 固 定 資 産	184,173	資 本 金	844,624
ソ フ ト ウ ェ ア	181,673	資 本 剰 余 金	902,035
電 話 加 入 権	2,500	資 本 準 備 金	874,892
投資その他の資産	731,799	そ の 他 資 本 剰 余 金	27,142
投 資 有 価 証 券	99,386	利 益 剰 余 金	2,800,498
関 係 会 社 株 式	237,950	利 益 準 備 金	8,605
長 期 貸 付 金	2,126	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,791,893
破 産 更 生 債 権 等	11,527	別 途 積 立 金	101,000
繰 延 税 金 資 産	53,093	繰 越 利 益 剰 余 金	2,690,893
敷 金 保 証 金	100,361	自 己 株 式	△296,792
保 険 積 立 金	189,629	評 価・換 算 差 額 等	△176
そ の 他	49,251	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△176
貸 倒 引 当 金	△11,527	新 株 予 約 権	17,371
資 産 合 計	6,277,339	純 資 産 合 計	4,267,561
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,277,339

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,459,627
売 上 原 価		5,919,386
売 上 総 利 益		2,540,241
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,659,306
営 業 利 益		880,935
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,546	
有 価 証 券 利 息	5,382	
受 取 配 当 金	6,412	
受 取 手 数 料	9,835	
関 係 会 社 業 務 受 取 手 数 料	40,800	
そ の 他	9,328	75,305
営 業 外 費 用		
和 解 金	9,203	
そ の 他	696	9,899
経 常 利 益		946,340
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	14,594	
そ の 他	338	14,933
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,397	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	124,535	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	12,088	
そ の 他	4,879	147,900
税 引 前 当 期 純 利 益		813,373
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	367,586	
法 人 税 等 調 整 額	△13,008	354,577
当 期 純 利 益		458,795

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から)
(平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金
		資 本 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	843,312	873,588	28,121	901,710	8,605	101,000	2,442,748	2,552,353
事業年度中の変動額								
新 株 の 発 行	1,312	1,304		1,304				
剰 余 金 の 配 当							△210,650	△210,650
当 期 純 利 益							458,795	458,795
自己株式の取得								
自己株式の処分			△979	△979				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	1,312	1,304	△979	324	—	—	248,144	248,144
当 期 末 残 高	844,624	874,892	27,142	902,035	8,605	101,000	2,690,893	2,800,498

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△319,827	3,977,549	△58,454	△58,454	18,356	3,937,451
事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行		2,616				2,616
剰 余 金 の 配 当		△210,650				△210,650
当 期 純 利 益		458,795				458,795
自己株式の取得	△50	△50				△50
自己株式の処分	23,086	22,106				22,106
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			58,278	58,278	△984	57,293
事業年度中の変動額合計	23,035	272,817	58,278	58,278	△984	330,110
当 期 末 残 高	△296,792	4,250,366	△176	△176	17,371	4,267,561

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産

① 商品

個別法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 未成業務支出金

個別法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物は、主として定率法によっております。

工具、器具及び備品は定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～28年

工具、器具及び備品 4年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間(3年)に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率法によっております。

② 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記しておりました「前渡金」(当事業年度は、3千円)は金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

6 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産の減価償却累計額	248,450千円
2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	8,988千円
② 短期金銭債務	34,436千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

① 売上高	9,571千円
② 仕入高	122,532千円
③ 販売費及び一般管理費	1,640千円
営業取引以外の取引による取引高	44,300千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	320,019株	45株	23,100株	296,964株

(注) 1. 自己株式の増加45株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 自己株式の減少23,100株は、新株予約権の行使によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産（流動）

賞与引当金	69,467千円
未払事業税	14,710千円
未払費用（社会保険料）	10,550千円
未払事業所税	2,414千円
その他	30,493千円
繰延税金資産（流動資産）の純額	127,637千円

繰延税金資産（固定）

貸倒引当金繰入限度超過額	3,833千円
退職給付引当金	40,388千円
役員退職慰労引当金	46,823千円
投資有価証券評価損	5,703千円
その他有価証券評価差額金	111千円
その他	22,622千円
繰延税金資産（固定）合計	119,483千円
評価性引当額	△66,389千円
繰延税金資産（固定資産）の純額	53,093千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種 類	会社等の 名 称	資 本 金 又 は 出 資 金 (千円)	事業の内容 又は 職 業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	㈱エイトレッド	100,000	ソフトウェア プロダクトの 開発及び販売	直接所有 80.0	仕入販売取引 業務委託取引 役員の兼任 (2名)	関係会社 業務受取 手数料	40,800	未収入金	8,117

(注) 1. 業務受取手数料につきましては、あらかじめ㈱エイトレッドとの間で締結された契約に基づき決定しております。

2. 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	1,003円29銭
2	1株当たり当期純利益	108円73銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月17日

株式会社ソフトクリエイト
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂	田	純	孝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	口	清	治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソフトクリエイトの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトクリエイト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月17日

株式会社ソフトクリエイト

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 坂 田 純 孝 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原 口 清 治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソフトクリエイトの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査役会は、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知及び説明を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月19日

株式会社ソフトクリエイト 監査役会

常勤監査役 村 上 成 二 ㊟

監 査 役 花 水 征 一 ㊟

監 査 役 山 本 勲 ㊟

(注) 監査役花水征一及び山本勲は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 新設分割計画承認の件

1. 新設分割を行う理由

当社グループは、これまでECソリューション事業、システムインテグレーション事業及び物品販売事業を展開し、ECサイト構築パッケージ「e c b e i n g」等のソフトウェアプロダクト、システム受託開発、IT機器及び市販パッケージソフトウェアの販売からネットワーク構築及び運用保守サービスまでのITに関する総合的なサービスをワンストップで提供することにより、企業価値の向上に取り組んで参りました。

一方で、当社グループが属するIT関連業界を取り巻く事業環境は、EC市場の拡大、競合各社による価格競争の激化、クラウドコンピューティングの普及など事業環境は常に変化し続けており、当社グループはこれまで以上に事業環境の変化に迅速に対応することが求められております。

当社グループはこのような環境におきまして、グループ全体の企業価値の持続的な向上、個々の事業並びに子会社の円滑な成長はもとより、グループ全体を見据えた経営管理体制をより一層強化していくことが重要と考えております。

当社グループが純粋持株会社体制に移行する目的は次のとおりです。

- (1) 持株会社を核として、グループの戦略的マネジメントの強化並びに経営資源配分の適正化を図る。
- (2) 各事業会社における意思決定の迅速化並びに責任と権限の明確化により、事業としての競争力や効率性の更なる向上を図る。

上記の目的を達成するため、当社グループは、グループ経営機能と事業執行機能を明確に分離する純粋持株会社体制への移行が不可欠であると判断いたしました。

なお、本議案につきましては第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、承認の効力が発生するものといたします。

株主の皆様におかれましては、この度の純粋持株会社体制への移行の趣旨にご賛同いただき、新設分割計画についてご承認をいただきたいと存じます。

2. 新設分割計画の内容の概要

(1) 株式会社ecbeingに関する新設分割計画書

新設分割計画書（写）

株式会社ソフトクリエイト（平成24年10月1日付で「株式会社ソフトクリエイトホールディングス」に商号変更予定。以下「当社」という。）は、当社のECカンパニーが所管するECソリューション事業並びにこれらに附随する業務（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を新設分割により設立する株式会社ecbeing（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）につき、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

(新設分割)

第1条 当社は、本計画書に定めるところに従い、新設分割の方法により新設会社を設立し、当社が本件事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる。

(新設会社の定款記載事項)

第2条 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「株式会社ecbeing定款」に記載のとおりとする。

(新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名)

第3条 新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。
（設立時取締役）林 勝、林 雅也、林 宗治、沢登 成幸
（設立時監査役）秋場 洋

(承継する権利義務)

第4条 新設会社は、本件分割の効力発生日において、本件事業に属する別紙2「承継権利義務明細表（株式会社ecbeing）」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を当社より承継する。但し、法人格の変更に對し移転が認められないもの及び契約上移転できないものを除く。

2 新設会社が当社から承継する債務については、重疊的債務引受の方法によるものとする。但し、当社と新設会社間においては新設会社がかかる債務の全部を負担し、当社がかかる債務の弁済を行ったときは、新設会社は当社の請求に基づきその弁済額の全額及び弁済に要した費用を直ちに支払わなければならない。

(新設会社が交付する株式の数及び割当)

第5条 新設会社は、本件分割に際して普通株式20,000株を発行し、その全てを当社に割当交付する。

(新設会社の資本金及び資本準備金の額等)

第6条 新設会社の資本金及び資本準備金の額は次のとおりとする。但し、分割期日における当社の資産及び負債の状況等により、これを変更することができる。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 資本金の額 | 200,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から資本金の額を控除した額 |

(分割期日)

第7条 新設会社の設立の登記すべき日は、平成24年10月1日（以下「分割期日」という。）とする。但し、手続の進行上必要がある場合は、当社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

(本計画書の効力)

第8条 本計画書は、当社の株主総会における承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときはその効力を失う。

(競業避止義務)

第9条 当社は、競業避止義務を負わないものとし、本件分割の効力発生後においても、本件事業と同一の事業を行うことができる。

(本計画書の変更、本件分割の中止)

第10条 本計画書作成後から分割期日までの間、当社の資産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本計画書の目的の達成が困難となった場合には当社の取締役会決議により、本件分割の条件その他本計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

(規定外事項)

第11条 本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、当社がこれを決定することができる。

平成24年5月21日

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
株式会社ソフトクリエイト
代表取締役 林 勝

(別紙1)

株式会社ecbeing 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社ecbeingと称し、英文ではECBEING CORP. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピューター用ソフトウェアの製作並びに販売
- (2) コンピューター・システムの運用、指導、保守、サービス
- (3) コンピューター機器及びこれに付帯する物品の販売
- (4) 業務の分析、システム提案及びコンサルティング
- (5) コンピューターの教育事業
- (6) 労働者の派遣業
- (7) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、50,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。但し、利害関係人の利害を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、当会社に提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定する必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらの届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

(株式の割当を受ける権利等の決定)

- 第14条 当会社は、当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当を受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当を受ける権利を与える旨及びその申込の期日の決定は取締役会の決議によって行う。

第3章 株主総会

(招 集)

- 第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

- 2 株主総会の招集の通知は、株主総会の1週間前までに、書面で発送する。

(招集権者及び議長)

- 第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が2名以上のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序による。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役、代表取締役、監査役及び取締役会

(員 数)

第20条 当会社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする。

(選 任)

第21条 取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任するものとする。

2 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査役の任期は、選任後4年内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

3 増員として選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

4 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第23条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役若干名を選定することができる。

2 代表取締役は、各自当会社を代表する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が2名以上のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序による。

2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

(取締役会招集の通知)

第25条 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発することを要する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 前項の定めにかかわらず、当会社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(報酬等)

- 第31条 取締役及び監査役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

- 第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 当会社の間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
 - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式の数)

- 第1条 当会社の設立に際して発行する株式の数は20,000株とする。

(最初の事業年度)

- 第2条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時役員)

- 第3条 当会社の設立時役員は、次のとおりとする。
- (1) 設立時取締役 林 勝、林 雅也、林 宗治、沢登 成幸
 - (2) 設立時監査役 秋場 洋

(設立時代表取締役)

第4条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 林 勝、林 雅也

(本附則の削除)

第5条 本附則は最初の定時株主総会終結の時をもって削除する。

(別紙2)

承継権利義務明細表 (株式会社ecbeing)

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割期日において本件事業に属する次に掲げる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、平成23年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、資産及び負債以外の権利義務については本計画書作成日現在のものを基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、商品、未成業務支出金、前渡金、前払費用、繰延税金資産、貸倒引当金、その他一切の流動資産。

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本件事業に属する土地、建物、工具器具備品、その他一切の有形固定資産。

② 無形固定資産

本件事業に属する一切の無形固定資産。

③ 投資その他の資産

本件事業に属する差入保証金、繰延税金資産、その他一切の投資その他の資産。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、預り金、賞与引当金、その他一切の流動負債。

(2) 固定負債

本件事業に属する一切の固定負債。

3. 承継する雇用契約

新設会社は、当社から分割期日に、本件事業に属する労働者との間における雇用契約の全てを承継する。

4. 承継する権利義務等（雇用契約を除く）

（1）契約関係

本件事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他一切の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。但し、法人格の変更に対し移転が認められないもの及び契約上移転できないものを除く。

（2）許認可等

本件事業に関する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。但し、当社が引き続き保有する必要があると認めるものを除く。

以上

(2) 株式会社ソフトクリエイトに関する新設分割計画書

新設分割計画書（写）

株式会社ソフトクリエイト（平成24年10月1日付で「株式会社ソフトクリエイトホールディングス」に商号変更予定。以下「当社」という。）は、当社のSIカンパニーが所管するシステムインテグレーション事業及び物品販売事業並びにこれらに附随する業務（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を新設分割により設立する株式会社ソフトクリエイト（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）につき、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

(新設分割)

第1条 当社は、本計画書に定めるところに従い、新設分割の方法により新設会社を設立し、当社が本件事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる。

(新設会社の定款記載事項)

第2条 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「株式会社ソフトクリエイト定款」に記載のとおりとする。

(新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名)

第3条 新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。
（設立時取締役）林 勝、林 宗治、中桐 雅宏
（設立時監査役）佐藤 淳

(承継する権利義務)

第4条 新設会社は、本件分割の効力発生日において、本件事業に属する別紙2「承継権利義務明細表（株式会社ソフトクリエイト）」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を当社より承継する。但し、法人格の変更に対し移転が認められないもの及び契約上移転できないものを除く。

2 新設会社が当社から承継する債務については、重疊的債務引受の方法によるものとする。但し、当社と新設会社間においては新設会社がかかる債務の全部を負担し、当社がかかる債務の弁済を行ったときは、新設会社は当社の請求に基づきその弁済額の全額及び弁済に要した費用を直ちに支払わなければならない。

(新設会社が交付する株式の数及び割当)

第5条 新設会社は、本件分割に際して普通株式20,000株を発行し、その全てを当社に割当交付する。

(新設会社の資本金及び資本準備金の額等)

第6条 新設会社の資本金及び資本準備金の額は次のとおりとする。但し、分割期日における当社の資産及び負債の状況等により、これを変更することができる。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 資本金の額 | 200,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から資本金の額を控除した額 |

(分割期日)

第7条 新設会社の設立の登記すべき日は、平成24年10月1日（以下「分割期日」という。）とする。但し、手続の進行上必要がある場合は、当社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

(本計画書の効力)

第8条 本計画書は、当社の株主総会における承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときはその効力を失う。

(競業避止義務)

第9条 当社は、競業避止義務を負わないものとし、本件分割の効力発生後においても、本件事業と同一の事業を行うことができる。

(本計画書の変更、本件分割の中止)

第10条 本計画書作成後から分割期日までの間、当社の資産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本計画書の目的の達成が困難となった場合には当社の取締役会決議により、本件分割の条件その他本計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

(規定外事項)

第11条 本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、当社がこれを決定することができる。

平成24年5月21日

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
株式会社ソフトクリエイト
代表取締役 林 勝

(別紙1)

株式会社ソフトクリエイト 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ソフトクリエイトと称し、英文ではSOFTCREATE CORP. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピューター用ソフトウェアの製作並びに販売
- (2) コンピューター・システムの運用、指導、保守、サービス
- (3) コンピューター機器及びこれに付帯する物品の販売
- (4) 業務の分析、システム提案及びコンサルティング
- (5) コンピューターの教育事業
- (6) 労働者の派遣業
- (7) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、50,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。但し、利害関係人の利害を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、当会社に提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定する必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらの届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

(株式の割当を受ける権利等の決定)

- 第14条 当会社は、当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当を受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当を受ける権利を与える旨及びその申込の期日の決定は取締役会の決議によって行う。

第3章 株主総会

(招 集)

- 第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。
- 2 株主総会の招集の通知は、株主総会の1週間前までに、書面で発送する。

(招集権者及び議長)

- 第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が2名以上のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序による。
- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役、代表取締役、監査役及び取締役会

(員 数)

第20条 当会社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする。

(選 任)

第21条 取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任するものとする。

2 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査役の任期は、選任後4年内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

3 増員として選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

4 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第23条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役若干名を選定することができる。

2 代表取締役は、各自当会社を代表する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が2名以上のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序による。

2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

(取締役会招集の通知)

第25条 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発することを要する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 前項の定めにかかわらず、当会社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(報酬等)

- 第31条 取締役及び監査役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

- 第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 当会社の間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
 - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式の数)

- 第1条 当会社の設立に際して発行する株式の数は20,000株とする。

(最初の事業年度)

- 第2条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時役員)

- 第3条 当会社の設立時役員は、次のとおりとする。
- (1) 設立時取締役 林 宗治、林 勝、中桐 雅宏
 - (2) 設立時監査役 佐藤 淳

(設立時代表取締役)

第4条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。
設立時代表取締役 林 宗治

(本附則の削除)

第5条 本附則は最初の定時株主総会終結の時をもって削除する。

(別紙2)

承継権利義務明細表 (株式会社ソフトクリエイト)

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割期日において本件事業に属する次に掲げる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、平成23年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、資産及び負債以外の権利義務については本計画書作成日現在のものを基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、商品、未成業務支出金、前渡金、前払費用、繰延税金資産、貸倒引当金、その他一切の流動資産。

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本件事業に属する土地、建物、工具器具備品、その他一切の有形固定資産。

② 無形固定資産

本件事業に属する一切の無形固定資産。

③ 投資その他の資産

本件事業に属する差入保証金、繰延税金資産、その他一切の投資その他の資産。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、預り金、賞与引当金、その他一切の流動負債。

(2) 固定負債

本件事業に属する一切の固定負債。

3. 承継する雇用契約

新設会社は、当社から分割期日に、本件事業に属する労働者との間における雇用契約の全てを承継する。

4. 承継する権利義務等（雇用契約を除く）

（1）契約関係

本件事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他一切の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。但し、法人格の変更に対し移転が認められないもの及び契約上移転できないものを除く。

（2）許認可等

本件事業に関する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。但し、当社が引き続き保有する必要があると認めるものを除く。

以上

3. 会社法施行規則第205条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

① 対価の総数に関する事項

新設分割設立会社である株式会社ecbeingは本件分割に際し20,000株を発行し、同じく新設分割設立会社である株式会社ソフトクリエイトは本件分割に際し、20,000株を発行し、その全てを当社に割当て交付いたします。当社は、本件分割に際して株式会社ecbeing及び株式会社ソフトクリエイトの全株式を取得することから、当社の純資産の額には変動がなく、その設立に際して発行する株式の数は当社が任意に設定し得るところ、今後の資本政策等を鑑み、新設分割設立会社が当社に交付する株式数は上記の数をもって相当であると判断いたしました。

② 新設分割設立会社の資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項

株式会社ecbeing

(資本金)	金200,000,000円
(資本準備金)	会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から資本金の額を減じて得た額
(利益準備金)	0円

株式会社ソフトクリエイト

(資本金)	金200,000,000円
(資本準備金)	会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から資本金の額を減じて得た額
(利益準備金)	0円

新設分割設立会社の資本金及び準備金等の額につきましては、承継される予定の資産及び負債の額、本分割後の新設分割設立会社の安定した財務基盤の構築、機動的かつ柔軟な資本政策等を総合的に勘案し、新設分割設立会社の事業内容及び事業規模に応じて相当と判断した金額として上記のとおり決定いたしました。

(2) 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、第1号議案「新設分割計画承認の件」に記載のとおり、平成24年10月1日（予定）をもって、これまでの事業会社から純粋持株会社（同日付で「株式会社ソフトクリエイトホールディングス」に商号変更予定。）体制に移行いたします。

これに伴い、第1号議案が承認可決されることを条件として、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更するとともに、本定款変更に係る効力発生日及び経過措置を定めるため、附則を設けるものであります。

また、当社の経営の効率化を図ることを目的として、第22条（代表取締役等）第3項を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 （商号） 第1条 当社は、株式会社<u>ソフトクリエイト</u>と称し、英文では <u>Softcreate Co.,Ltd.</u>と表示する。 （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）コンピューター用ソフトウェアの制作並びに販売 （2）コンピューター・システムの運用、指導、保守、サービス	第1章 総 則 （商号） 第1条 当社は、株式会社<u>ソフトクリエイトホールディングス</u>と称し、英文では <u>SOFTCREATE HOLDINGS CORP.</u>と表示する。 （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むこと<u>並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</u> （現行どおり） （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
(3) コンピューター機器及びこれに付帯する物品の販売	(現行どおり)
(4) 業務の分析、システム提案及びコンサルティング	(現行どおり)
(5) コンピューターの教育事業	(現行どおり)
(6) 労働者の派遣業	(現行どおり)
(7) 前各号に付帯する一切の業務	(7) 前各号に付帯 <u>または関連</u> する一切の業務
第3条～第21条 (条文省略)	第3条～第21条 (現行どおり)
(代表取締役等)	(代表取締役)
第22条 取締役会の決議により、取締役の中から、代表取締役若干名を選定する。	(現行どおり)
2. 代表取締役は、各自当社を代表する。	(現行どおり)
3. <u>取締役会は、その決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u>	(削除)
第23条～第41条 (条文省略)	第23条～第41条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
(新 設)	第1条 <u>第1条(商号)及び第2条(目的)の変更については、平成24年6月22日開催予定の第45期定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が承認されることを条件として、平成24年10月1日に効力が発生するものとする。</u>
(新 設)	第2条 <u>本附則は平成24年10月1日をもって削除する。</u>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
1	はやし まさる 林 勝 (昭和20年5月25日生)	昭和46年3月 白坂産業株式会社（現当社）入社 昭和46年4月 当社取締役 昭和57年4月 当社代表取締役社長 平成18年5月 当社代表取締役社長兼CEO 平成18年10月 当社代表取締役会長兼CEO 平成20年5月 当社代表取締役会長（現任）	474,320株
2	はやし むね はる 林 宗 治 (昭和49年8月23日生)	平成12年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成17年5月 当社専務取締役 平成18年5月 当社代表取締役専務兼COO兼ネットワーク事業部長兼第一営業事業部長 平成18年10月 当社代表取締役社長兼COO 平成19年1月 当社代表取締役社長兼COO兼X-p o i n t 事業部長 平成20年5月 当社代表取締役社長 平成22年4月 当社代表取締役社長兼EC事業推進本部長 平成23年3月 当社代表取締役社長兼EC事業戦略本部長 平成24年4月 当社代表取締役社長兼S I カンパニー代表（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社エイトレッド代表取締役社長	536,838株
3	はやし まさ や 林 雅 也 (昭和52年10月25日生)	平成12年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 平成18年5月 当社取締役兼プロダクト事業部長 平成18年10月 当社取締役兼EC事業部長 平成19年4月 当社専務取締役兼EC事業本部長 平成19年7月 当社取締役専務執行役員兼EC事業本部長 平成20年5月 当社取締役常務執行役員兼EC事業部長兼EC戦略室長 平成21年4月 当社取締役常務執行役員兼EC事業本部長 平成23年3月 当社取締役専務執行役員兼EC事業本部長 平成23年5月 当社取締役専務執行役員兼EC事業本部長兼ECサービス推進室長 平成24年4月 当社取締役副社長執行役員兼ECカンパニー代表（現任） (重要な兼職の状況) 有限会社ティーオーシステム代表取締役社長	431,055株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
4	なか ぎり まさ ひろ 中 桐 雅 宏 (昭和38年5月1日生)	平成4年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 平成18年5月 当社取締役兼第二営業事業部長 平成18年10月 当社取締役兼営業本部長 平成19年4月 当社常務取締役兼営業本部長 平成19年7月 当社取締役常務執行役員兼営業本部長 平成20年5月 当社取締役専務執行役員兼営業本部長 平成24年4月 当社取締役専務執行役員兼S Iカンパニー営業本部長兼営業本部第1営業部長 (現任)	10,500株
5	あ べ あら お 阿 部 新 生 (昭和21年2月21日生)	平成6年6月 株式会社日本興業銀行上海支店長 平成8年6月 セントラル硝子株式会社取締役 平成12年6月 同社常務取締役 平成12年7月 セントラルガラスアメリカインコーポレイテッド取締役会長 セントラルガラスインターナショナルインコーポレイテッド取締役社長 平成14年9月 台湾信徳玻璃股份有限公司董事長 台湾創新精材股份有限公司董事長 平成16年6月 セントラル硝子株式会社取締役常務執行役員 平成16年12月 セントラルガラス韓国株式会社代表取締役 平成19年6月 昭和電線ホールディングス株式会社社外監査役 平成21年6月 当社取締役 (現任)	1,000株
6	はた なか けん じ ※ 畠 中 健 二 (昭和21年7月1日生)	平成9年10月 株式会社リコー大阪支店長 平成10年6月 同社取締役 平成14年1月 リコー関西株式会社代表取締役社長 平成17年6月 株式会社リコー常務執行役員 平成18年6月 リコーリース株式会社取締役 平成21年6月 株式会社リコー販売本部長 平成22年7月 リコージャパン株式会社代表取締役社長 平成23年11月 当社顧問 (現任)	2,000株

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 阿部新生及び畠中健二の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役との責任限定契約について
(1) 阿部新生氏は、長年にわたりセントラル硝子株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経験及び見識に基づく経営の監督とチェック機能に期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任年数は3年であります。
(2) 畠中健二氏は、株式会社リコー及びリコージャパン株式会社等における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待したため、選任をお願いするものであります。

- (3) 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者阿部新生氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。なお、阿部新生氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者畠中健二氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、阿部新生氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役山本勲氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 の 数
はら だ よう いち 原 田 陽 一 (昭和24年12月8日生)	平成2年4月 日本ユニシス株式会社社会公共営業第一本部電力営業二部長 平成4年4月 同社北海道支店公共営業部長 平成8年4月 同社官公営業本部官公庁営業二部長 平成10年4月 同社社公システム営業本部長 平成13年7月 同社執行役員中部支社長 平成15年4月 同社執行役員東日本事業部長 平成19年4月 同社常務執行役員第二事業部門長 平成21年4月 同社常務執行役員第四事業部門長 平成23年4月 同社顧問（現任）	一株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 原田陽一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役との責任限定契約について
- (1) 原田陽一氏を社外監査役候補者とした理由は、日本ユニシス株式会社において執行役員を務めるなど、当社グループが属するIT関連業界における幅広い見識と豊富な経験を有していることから、その職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
- (2) 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者原田陽一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第 5 号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される大石靖氏及び辻尾伸賢氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
大 石 靖	平成21年 6 月 当社取締役（現任）
辻 尾 伸 賢	平成20年 6 月 当社取締役（現任）

以上

[illegible]

株主総会会場ご案内図

〔会 場〕 ホテルグランドパレス 2階 ダイヤモンドルーム
東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号
連絡先 03-3264-1111（ホテル代表番号）



〔交通〕

- 東京メトロ東西線・半蔵門線、都営新宿線
＜九段下駅＞ 徒歩1分
- J R総武線、東京メトロ東西線・有楽町線・南北線
＜飯田橋駅＞ 徒歩7分